

第33回標茶町農業委員会総会会議録

開催年月日 令和8年2月25日（水曜日）

開催場所 標茶町役場議場

○議事日程

- | | | |
|------|------------------------------------|-----|
| 第 1 | 会議録署名委員の指名について | |
| 第 2 | 会期決定について | |
| 第 3 | 会務報告 | |
| 第 4 | 報告第 72号 農用地譲渡申出に係るあっせん結果について | 1件 |
| 第 5 | 報告第 73号 農用地賃貸借申出に係るあっせん結果について | 1件 |
| 第 6 | 議案第166号 農用地の賃貸借に係る合意解約について | 1件 |
| 第 7 | 議案第167号 農業振興地域整備計画の変更について | 1件 |
| 第 8 | 議案第168号 農地法第5条の規定による許可申請について | 2件 |
| 第 9 | 議案第169号 農用地利用集積等促進計画（案）の決定について | 11件 |
| 第 10 | 議案第170号 贈与税及び不動産取得税の納税猶予に関する証明について | 4件 |

○出席委員（15名）

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1番 平山 正志 君 | 2番 澁谷 洋 君 | 3番 大泉 義明 君 |
| 4番 小野寺典男 君 | 5番 佐藤 松喜 君 | 6番 渡邊 裕義 君 |
| 7番 森田 享子 君 | 9番 津野 斉 君 | 10番 甲斐やす子 君 |
| 11番 笛木 眞一 君 | 12番 山本 政弘 君 | 13番 熊谷 英二 君 |
| 14番 嶋中 勝 君 | 15番 遠藤 聡 君 | 16番 佐藤 徳市 君 |

○議事参与の制限を受けた委員（1名）

- 番 ●● ●● 君

○欠席委員（1名）

- 8番 舟山 珠代 君

○その他出席者

- 事務局長 村山 尚 君
振興係長 工藤 理恵 君
主 任 湊谷 沙紀 君

- 事務局次長 小幡 裕也 君
農地係長 青島 雅明 君

(会長 佐藤徳市君、議長席に着く。)

◎開会の宣告

○会長(佐藤徳市君) 只今から第33回標茶町農業委員会総会を開会いたします。

只今の出席委員は15名、欠席1名であります。

よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数に達しておりますので、本総会は成立いたしました。

(午前10時00分開会)

◎開会の宣告

○会長(佐藤徳市君) 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名委員の指名

○会長(佐藤徳市君) 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第82条の規定により、

3番・大泉君

4番・小野寺君

を指名いたします。

◎会期の決定について

○会長(佐藤徳市君) 日程第2。会期決定を議題といたします。

第33回標茶町農業委員会総会の会期は本日1日限りといたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎会務報告

○会長(佐藤徳市君) 日程第3。会務報告を行います。

会務報告は印刷配付のとおりであります。

◎報告第72号

○会長(佐藤徳市君) 日程第4。報告第72号、農用地譲渡申出に係るあっせん結果について、内容4件を議題といたします。

番号1を議題と致します。

なお、●番・●●君は農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象となっておりますので、除斥を求めます。

(●● ●●君退席)

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

報告第72号について説明させていただきます。

農用地譲渡申出に係るあっせん結果について次のとおり報告するものであります。

別紙のとおり4件となっております。

番号1

あっせん譲渡申出者 ●●●●、●●●●さん。

あっせん委員長 津野委員

あっせん委員 小野寺委員、甲斐委員、熊谷委員、遠藤委員。

報告年月日 令和7年11月25日

譲受人、地番、価格等につきましては下記のとおりとなっております。

土地の所在 字チャンベツ19-21

現況地目 畑

面積 47,272㎡外1筆、合計面積67,397㎡

価格 1,420,000円

一時貸付予定者は、●●●●さん。

続きまして

土地の所在 字中チャンベツ原野170

現況地目 畑

面積 49,979㎡外2筆、合計面積114,932㎡

価格 5,557,000円

一時貸付予定者は、●●●●さん。

続きまして

土地の所在 字片無去21-5

現況地目 畑

面積 4,362㎡外4筆、合計面積21,092㎡

価格 719,000円

一時貸付予定者は、●●●●さん。

続きまして

土地の所在 字片無去28-4

現況地目 畑

面積 5,174㎡外1筆、合計面積21,344㎡

価格 786,000円

一時貸付予定者は、●●●●さん。

なお、番号3につきましては、あっせん委員長であります津野委員より報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 9番・津野君。

○9番（津野斉君） 9番、津野です。

報告第72号、番号1について報告いたします。

令和7年11月12日に、甲斐委員、熊谷委員、遠藤委員と私、事務局より青島係長で現地調査を行いました。

申出者に土地の価格を提示したところ譲渡の承諾を得ました。

令和7年11月25日に、小野寺委員、甲斐委員、熊谷委員と私、事務局より青島係長で茶安別公民館」において第2回あっせん委員会を開催し、議受者●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さんに決定しました。

詳細については事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びにあっせんにあたられました、9番・津野君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1は報告のとおり承認されました。

（●● ●●君復席）

以上をもって、報告第72号、番号1は報告のとおり承認されました。

◎報告第73号

○会長（佐藤徳市君） 日程第5。報告第73号、農用地賃貸借申出に係るあっせん結果について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

報告第73号について説明させていただきます。

農用地賃貸借申出に係るあっせん結果について次のとおり報告するものであります。

別紙のとおり1件となっております。

番号1

あっせん賃貸借申出者 ●●●●、●●●●さん

あっせん委員長 笛木委員

あっせん委員 平山委員、佐藤松喜委員、渡邊委員、森田委員

報告年月日 令和8年1月15日

借受人、地番、金額等につきましては下記のとおりとなっております。

土地の所在 字虹別原野65線115-1

現況地目 畑

面積 47,823㎡

年間賃貸料 153,034円

借受人氏名 ●●●●さん

賃貸借期間は、公告の日から令和18年3月9日まで

なお番号1につきましてはあっせん委員長であります笛木委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 11番・笛木君。

○11番（笛木眞一君） 11番・笛木です。

報告第73号番号1について報告致します。

あっせん委員に、平山委員、佐藤松喜委員、渡邊委員、森田委員と私が指名されましたので、令和7年11月11日に現地調査にて賃貸料の算定を行いました。●●●●さんに承諾を得ましたので、令和8年1月15日に虹別酪農センターにおいて第2回あっせん委員会を開催、借り受け希望者を調整し、●●●●さんに決定しました。

内容については事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、11番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1は報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第73号、内容1件は報告のとおり承認されました。

◎議案第166号

○会長（佐藤徳市君） 日程第6。議案第166号、農用地の賃貸借に係る合意解約について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

議案第166号について説明させていただきます。

農用地の賃貸借に係る合意解約について、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知があった下記の件について、議決を求めるものであります。

合意解約の通知があった土地の表示は、別紙のとおり 1 件となっております。

番号 1

賃借人、●●●●、●●●●さん。

賃貸人、●●●●、●●●●さん。

土地の表示、字熊牛原野 1 2 線東 4 ー 2 の内。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、4,040㎡外 1 4 筆、合計面積、228,478㎡。

設定内容、賃貸借。

契約年月日、令和 4 年 1 0 月 3 1 日。

契約期間、令和 4 年 1 0 月 3 1 日から令和 9 年 1 0 月 3 0 日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日と土地の引渡し時期は、いずれも令和 8 年 2 月 6 日となっております。

なお、番号 1 については森田委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 7 番・森田君。

○7 番（森田享子君） 7 番、森田です。

議案第 1 6 6 号、番号 1 について説明させていただきます。

2 月 1 8 日に現地を確認してまいりました。

本件につきましては、賃借人の要望により、賃貸人と合意解約するものです。

この賃貸借の解約が合意された日は、土地の引渡時期から 6 カ月以内に成立しているため、農地法第 1 8 条第 1 項第 2 号の要件を満たし、許可が不要であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、7 番・森田君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号 1 については原案可決されました。

以上をもって、議案第 1 6 6 号、内容 1 件は原案可決されました。

◎議案第 1 6 7 号

○会長（佐藤徳市君） 日程第 7。議案第 1 6 7 号、農業振興地域整備計画の変更について、内容 1 件を議題と致します。

番号 1 を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君）はい。

議案第１６７号について説明させていただきます。

農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第３条の２に基づき、標茶町長より意見を求められた下記の件について、意見を求めるものであります。

意見を求められた土地の表示は、別紙のとおり１件となっております。

番号１。

区分、除外。

地番、字虹別原野６４線１０３番地１。

現況地目、畑。

面積、 $37,291\text{m}^2$ の内 621m^2 。

事業計画、農家用住宅建設事業。

事業主体、●●●●、●●●●さん。

事業開始、除外後。

事業の規模等、住宅 64.60m^2

土地所有者、●●●●さん。

土地選定の理由、当該地は住宅建設地とすることにより農業経営の上で有利となり、周辺人は農用地等以外の代替地も無く、周辺農用地への支障も軽微なことからやむを得ず選定したものであります。

なお、調査結果につきましては、笛木委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） １１番・笛木君。

○１１番（笛木眞一君） １１番・笛木です。

議案第１６７号、番号１について報告を致します。

令和８年２月１０日に平山委員、大泉委員、佐藤松喜委員と私、事務局より青島係長で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の１ページから４ページに記載されていますのでご覧ください。

この案件は標茶町農業振興地域整備計画の変更の一環として、農用地区域から除外する必要性が生じたため、変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

土地の表示及び状況、面積は記載のとおり確認しています。

現地調査の結果、周辺農用地等への影響も軽微なことからこの除外については、やむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました１１番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号１については原案可決されました。

以上をもって、議案第１６７号、内容１件は原案可決されました。

◎議案第１６８号

○会長（佐藤徳市君） 日程第８。議案第１６８号、農地法第５条の規定による許可申請について、内容２件を議題といたします。

番号１を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

議案第１６８号について説明させていただきます。

農地法第５条の規定による許可申請について、農地法第５条の規定による農地転用のための権利設定の許可申請があった下記の件について、意見を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示は、別紙のとおり２件であります。

番号１

所有者、●●●●、●●●●さん。

転用者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字虹別原野６４線１０３－１の内。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、621㎡。

農地区分、農振農用地区域内農地。

土地利用計画、農振農用地区域。

契約内容、使用貸借

転用目的は、農家住宅建設。

転用計画内容、期間、許可日から永久。

住宅64.60㎡、駐車場195.00㎡。通路361.40㎡

調査委員は、平山委員、大泉委員、佐藤松喜委員、笛木委員。

調査結果につきましては笛木委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） １１番・笛木君。

○１１番（笛木眞一君） １１番・笛木です。

議案第１６８号、番号１について報告いたします。

令和８年２月１０日に、平山委員、大泉委員、佐藤松喜委員と私、事務局より青島係長で現地調査を行いました。

申請地は、参考資料の１ページから４ページに記載されていますのでご覧ください。

申請者は、●●の●●●●さんで、貸主の●●●●さんの土地に農家住宅建設を目的とした永久転用の申請をするものです。

この転用を受けようとする土地の表示及び状況、契約内容及び転用の目的、転用計画については、記載のとおり確認しています。

実行性、信用力については、転用にかかわる行為を遂行できると認められ、転用面積についても妥当な面積と判断致します。

周辺農地へ及ぼす被害や支障等は認められません。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました11番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

続きまして番号2を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

番号2

所有者、●●●●、●●●●さん及び

●●●●、●●●●さん。

転用者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字チャンベツ原野142の内。

地目、登記簿牧場、現況畑。

面積、14,851㎡外2筆。合計面積、21,443㎡

農地区分、農振農用地区域内農地。

土地利用計画、農振農用地区域。

契約内容、使用貸借

転用目的は、山砂採取。

転用計画内容、期間、許可日から令和9年3月31日。

掘削地11,875㎡、表土堆積場7,199㎡、搬出路40㎡、管理道路1,447㎡、保安区域882㎡。

調査委員は、小野寺委員、津野委員、山本委員、遠藤委員。

調査結果につきましては山本委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 12番・山本君。

○12番（山本政弘君） 12番・山本です。

議案第168号、番号1について報告いたします。

令和8年2月18日に、小野寺委員、津野委員、遠藤委員と私、事務局より青島係長で現地調査を行いました。

申請地は参考資料5ページから8ページに記載されていますのでご覧ください。

申請者は借主の●●●●さんで、貸主の●●●●さん、●●●●さんの土地で山砂採取を目的とした一時転用の申請をするものです。

この転用を受けようとする土地の表示及び状況、契約内容及び転用目的、転用計画については記載のとおりと確認しています。

実効性、信用力については転用に係る行為を遂行できると認められ、転用面積についても妥当な面積と判断いたします。

周辺農地へ及ぼす被害や支障等は認められません。

農振農用地区域内の農地は原則不許可ですが、この農地から山砂採取という限定的な目的で、代替性もなく、一時転用ということから、この転用については問題ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました12番・山本君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

以上をもって、議案第168号、内容2件は原案可決されました。

◎議案第169号

○会長（佐藤徳市君） 日程第9。議案第168号、農用地利用集積等促進計画(案)の決定について内容11件を議題といたします。

お諮り致します。

審議の都合上、番号4と番号5、番号6と番号7、番号8と番号9、番号10と番号11は同様の案件のため、内容8件を一括審議に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号4と番号5、番号6と番号7、番号8と番号9、番号10と番号11は同様の案件のため、内容8件を一括審議と致します。

お諮り致します。

番号１から番号３まで内容３件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。
これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号１から番号３まで内容３件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

議案第１６９号について説明させていただきます。

農用地利用集積等促進計画（案）の決定について、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第１１条の規定により、農地中間管理機構に対して要請し、下記の農用地利用集積等促進計画（案）の決定について、議決を求めるものであります。また、農地中間管理機構が下記の農用地利用集積等促進計画（案）のとおりに認可申請した場合に、即日公告する旨の議決を求めるものであります。

作成を要請する農用地利用集積等促進計画は、別紙のとおり１１件となっております。

番号１

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。番号２以下、説明する場合は、●●●●さんと省略させていただきます。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字チャンベツ１９－２１

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、48,272㎡外11筆、合計面積、224,765㎡

利用権設定等の内容、普通畑

所有権移転の時期、令和８年３月１０日。

対価の支払期限、令和８年４月１３日。

土地の引渡時期、対価の支払日。

価格、8,482,000円。

支払方法は指定口座振込みとなっております。

なお、番号２から番号３については、利用権の設定等をする者、土地の表示、利用権設定等の内容、価格を説明し、他の項目については番号１と同じでありますので説明を省略させていただきます。

番号２

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字オソツベツ５－２３

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、54,556㎡外２４筆、合計面積524,482㎡

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地

価格、14,973,000円となっております。

番号３

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字オソツベツ 2 1 2 - 3

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、257㎡外 4 筆、合計面積82,423㎡

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地

価格、3,327,000円となっております。

なお、番号 1 から番号 3 については、あっせん案件でありますのであらためての調査はおこなっておりません。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号 1 から番号 3 まで内容 3 件については原案可決されました。

続きまして、番号 4 から番号 5 を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号 4

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字虹別原野 6 5 線 1 1 5 - 1。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積47,823㎡

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和 8 年 3 月 1 0 日から令和 1 8 年 3 月 9 日。

金額、年間153,034円。

支払方法は毎年 1 2 月 2 0 日までに指定口座へ振込となっております。

なお、番号 9 については、利用権の設定等を受ける者、利用権の設定等をする者、支払方法を説明し、他の項目については番号 8 と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号 5

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●●さん。

支払方法は毎年１１月３０日までに指定口座へ振込となっております。

以上です。

なお、番号４から番号５については、あっせん案件でありますのであらためての調査はおこなっております。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号４から番号５までについては原案可決されました。

続きまして、番号６から番号７を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号６

利用権の設定等を受ける者、●●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●●、●●●●●さん。

土地の所在、字虹別原野６０線８７－１の内。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積49,094㎡

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和８年３月１０日から令和１８年３月９日。

金額、年間157,101円。

支払方法は毎年１２月２０日までに指定口座へ振込となっております。

なお、番号７については、利用権の設定等を受ける者、利用権の設定等をする者、支払方法を説明し、他の項目については番号８と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号７

利用権の設定等を受ける者、●●●●●、●●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●●さん。

支払方法は毎年１１月３０日までに指定口座へ振込となっております。

以上です。

なお、番号6から番号7については笛木委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 11番・笛木君。

○11番（笛木眞一君） 11番、笛木です。

議案第169号、番号6から番号7について報告いたします。

2月18日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、新規の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

賃貸人は、相手方の希望により農地を貸付け、賃借人は、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、機構法第18条第5項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました11番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号6から番号7までについては原案可決されました。

続きまして、番号8から番号9を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号8

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字熊牛原野12線東4-2の内。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積4,040㎡外14筆、合計面積228,478㎡

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和8年3月10日から令和18年3月9日。

金額、年間717,000円。

支払方法は毎年12月20日までに指定口座へ振込となっております。

なお、番号9については、利用権の設定等を受ける者、利用権の設定等をする者、支払方法を説明し、他の項目については番号8と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号9

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

支払方法は毎年11月30日までに指定口座へ振込となっております。

以上です。

なお、番号8から番号9については森田委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 7番・森田君。

○7番（森田享子君） 7番、森田です。

議案第169号、番号8から番号9について報告いたします。

2月18日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、新規の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

賃貸人は、相手方の希望により農地を貸付け、賃借人は、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、機構法第18条第5項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました7番・森田君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号8から番号9までについては原案可決されました。

続きまして、番号10と番号11を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号１０

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字西標茶１４３－１。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、41,907㎡外６４筆、合計面積1,339,743.04㎡。

利用権設定等の種類、使用貸借権の設定

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、使用貸借

利用権等の期間、令和８年３月１０日から令和１８年３月９日。

金額、無償となっております。

なお、番号１１については、利用権の設定等を受ける者、利用権の設定等をする者を説明し、他の項目については番号１０と同じでありますので説明を省略させていただきます。

番号１１

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

なお、番号１０から番号１１については森田委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） ７番・森田君。

○７番（森田享子君） ７番、森田です。

議案第１６９号、番号１０と番号１１について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、２月１８日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、新規の使用貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主は、相手方の希望により農地を貸付け、

借主は、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この新規の使用貸借契約については、機構法第１８条第５項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました７番・森田君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

よって、番号１０から番号１１まで、内容２件については原案可決されました。

以上をもって、議案第１６５号、内容２件については原案可決されました。

◎議案第１７０号

○会長（佐藤徳市君） 日程第１０。議案第１７０号、贈与税及び不動産取得税の納税猶予に関する証明について、内容４件を議題といたします。

お諮りいたします。

番号１から番号４まで内容４件について、審議の都合上、一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号１から番号４まで内容４件を、一括議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

議案第１７０号について説明させていただきます。

贈与税及び不動産取得税の納税猶予に関する証明について、租税特別措置法第７０条の４第１項の規定に基づき、適用申請のあった下記の者について、意見を求めるものであります。

別紙のとおり４件となっております。

番号１。

地区名、●●。

受贈者氏名、●●●●さん。

贈与者氏名、●●●●さん。

贈与年月日、平成４年９月７日、以下番号４まで今年度の継続届の提出者は記載のとおりとなっております。

なお、特例を受けるための手続等で贈与税の申告期限から、３年毎に継続届を税務署に提出するにあたり、農業経営又は貸付により耕作を行っている事を農業委員会で証明するものとなっております。

今年度の農地パトロールで、納税猶予対象地すべての調査を行っておりますので、津野農地委員長より代表し、農地管理の調査結果について報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） ９番・津野君。

○９番（津野斉君） ９番、津野です。

議案第１７０号、番号１から番号４について報告を致します。

令和７年１０月１日から７日にかけて、各班に分かれて農地パトロールを実施致しました。

農地パトロールにおいて、全ての納税猶予者対象の農地は、全筆適正に耕作されており、今後とも引き続き耕作する意思があることを確認しておりますので適正に管理されていると確認を致しました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号１から番号４まで内容４件について事務局の説明、並び

に現地調査にあたられました1番・平山君の代表報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号4まで内容4件については、原案可決されました。

以上をもって、議案第170号、内容4件は原案可決されました。

◎閉議の宣告

○会長(佐藤徳市君) これをもちまして、第33回標茶町農業委員会総会に付議されました案件の審議は、全部終了致しました。

第33回標茶町農業委員会総会を閉会致します。

(午前10時37分閉会)